

Title	呉茂松君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2013
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.86, No.4 (2013. 4) ,p.97- 107
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20130428-0097

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特別記事

呉茂松君学位請求論文審査報告

1 本論文の構成とテーマ

呉茂松君により提出された博士学位請求論文「現代中国における社会運動と国家―一九九〇年代以後の維権運動を中心に―」の構成は、以下の通りである。

序章

- 第一節 問題の所在
 - 第二節 研究の対象、研究動向
 - 第三節 本研究の問題意識と分析方法
 - 第四節 本論の構成、論文の結論
- 第一部 維権の現場
- 第一章 消費者維権運動の台頭とマス・メディア―「王海現象」を手がかりに―
 - 第一節 問題の所在
 - 第二節 消費者運動の発展経緯および性質

- 第三節 「王海現象」にみるマス・メディアと消費者運動
- 第四節 結語

第二章 都市部における家屋所有権者たちの維権行為―深圳、北京、上海三市の事例を手がかりに―

- 第一節 問題の所在
- 第二節 政府の住宅改革と不動産管理システム
- 第三節 維権の現場
- 第四節 政治への影響
- 第五節 結語

第三章 中国のタクシー業界における運転手たちの維権行為―維権の諸事例に関する経験的分析―

- 第一節 問題の所在
- 第二節 タクシー業界の概況、政府の管理、多発する争議
- 第三節 維権行為の構造
- 第四節 政治への影響
- 第五節 結語

第四章 労働者たちの維権行為―国有企業の従業員と農民工たちを中心に―

- 第一節 問題の所在
- 第二節 市場経済化と激化する労使紛争
- 第三節 維権行為の現場
- 第四節 政治への影響

第五節 結語

第五章 陳情制度をめぐる維権行為と安定維持の力学

— 西安整流変圧工場の陳情事例を手がかりに —

第一節 問題の所在

第二節 利用者にとつての陳情制度

第三節 運用者にとつての陳情制度

第四節 陳情政治

第五節 結語

第二部 維権運動と国家

第六章 維権運動の構造とその言説

第一節 問題の所在

第二節 維権運動の生成条件

第三節 維権運動の定義とその政治への影響

第四節 言説としての維権

第五節 結語

第七章 台頭する維権運動への国家の対応

第一節 問題の所在

第二節 維権観をめぐる諸議論

第三節 「社会管理」の強化

第四節 結語

補論 S A R S 危機と国家・社会関係の政治力学

第一節 問題の所在

第二節 S A R S 危機の経緯と国家の対応

第三節 社会問題としての S A R S と政府の役割

第四節 S A R S に対する社会の対応と政府の関係

第五節 結語

終章

第一節 既成事実としての維権運動

第二節 今後の課題

2 論文の概略

二〇一二年一月、中国共産党第一八回全国代表大会（一八全大会）が開催され、二期一〇年務めた胡錦濤総書記が引退し、新たに習近平総書記を中心とする最高指導部が形成された。これに先立って、中央政治局と中央政治局常務委員会の人事構成をめぐる世界では多くの推測と分析がなされたが、具体的な政策をめぐる議論はほとんど行われなかった。実際の党大会でも目新しい政策が打ち出されることはなかった。改革・開放政策以来の中国の高度成長には陰りが見え始め、今後の減速傾向は確実であると考えられている。共産党指導による市場経済、つまり一九九二年以来の社会主義市場経済が限界にあることは誰の眼にも明らかである。

こうした状況の中で、中国の政治的变化の可能性に再び

注目が集まりつつある。天安門事件後、欧米社会を中心に中国における「市民社会」の可能性に関心が集中した。欧米の研究者たちは中国における反体制活動、住民自治などに中国の民主化の可能性を求めた。しかし経済成長の中でも民主化は起こらなかった。やがて中国研究者は中国共産党の強靱性に注目するようになり、それを党によるエリート層の取り込み、つまり国家コーポラティズムなどの枠組みで解釈する研究が多く見られるようになった。このように国家と社会のそれぞれに関して個別的な事例研究は多く存在したが、それらを架橋するような国家・社会関係の研究はそれほど多くなかった。特に社会の側の現状報告的な研究は現地調査を含めて数多く存在するが、それがマクロ政治にいかなる影響をもたらしているのかについての踏込は十分ではなかった。

呉茂松君が提出した博士論文「現代中国における社会運動と国家——一九九〇年代以後の維権運動を中心に——」は、従来の研究にはあまり見られない、日常生活の中で生じた多種多様な社会運動がいかなる政治的影響をもたらしているのかという、きわめて重要かつ野心的なテーマに正面から取り組んだ労作である。呉君は近年の中国において多用されるようになった「維権」という言葉をキーワードと

して、この枢要なテーマに迫っている。

呉君によれば、維権とは「様々な分野で、諸アクターが、異なる争点をめぐり、自分の利益、権利を擁護、主張するための行動を説明する際に使う言葉」であり、ここでいうアクターとは「利益主体である個人、ないし利益の共同体を指す」という。そして呉君によれば、ここでいう社会運動とは「抗争性をもった集団行動であり、多くの個体が参加し、組織化され、一定の持続性を有し、特定の社会制度への反対、あるいは社会変革を求める体制外の政治行為」である。

また呉君によれば、維権を社会運動の観点から分析することは、中国研究ではこれまで比較的少なかったという。社会運動研究は、従来、中国近代史や中国共産党史の中で、党もしくは国家が「上から」組織した労働運動、農民運動、大衆運動などの文脈で扱われることが多かったが、中華人民共和国期になると、人々による自発的な「下から」の社会運動それ自体が扱にくいテーマとなり、中国国内では学術上取り上げられることがほとんどなくなった。ただ、近年に至り、中国社会で一定の利益主体による集団的な異議申し立てが目立つようになり、それとともに中国国内でも維権運動を含む社会運動の研究も増加している。しかし

事例報告は数多くなされるものの、政治的に微妙な内容を含むものだけに、その政治的影響に関する分析にまで踏み込んだものは少ないという。

呉君の研究は、集合行為論と政治過程論を援用している。集合行為とは、中国でしばしば展開されたような「上から」の一定の政治的・社会的目的をもった動員型のキャンペーンではなく、「社会成員が社会問題を解決するために自主的に発動した集団的行動」を指す。そして政治過程論は、維権運動がもたらす政治への影響を分析する際に適用され、それを通して特に党、政府、政治責任者、世論、市民、利益団体などの間の相互作用に注目することになるという。

本論文は二部構成となっている。第一部「維権の現場」は、各分野における維権行為の事例分析である。ここでは消費者運動、不動産管理、タクシー業界、労働者・農民工の労働争議、陳情制度などが事例として取り上げられている。第二部「維権運動と国家」は、第一部で取り上げた維権行為の構造と特徴を分析したあとで、それらに対する国家の側の思惑と管理強化を中心とした対応について論じている。補論として、二〇〇二年から翌年にかけて発生した新型肺炎 S A R S (重症急性呼吸器症候群) 問題の検討を

通じて、国家・社会関係における政治力学を解明している。本論文は、呉茂松君の大学院修士課程以来の長年にわたる中国の社会運動に関する事例研究の集大成であり、理論的貢献も含めて中国研究の世界に新たな風を吹き込もうとする野心的な挑戦である。

3 各章の概要

序章では、以上で述べたような著者の本論文全体の問題意識と枠組み、および分析方法が丁寧に説明されている。

続く第一部「維権の現場」、第一章「消費者維権運動の台頭とマス・メディア―『王海現象』を手がかりに―」では、まず手始めに中国における最初の消費者運動ともいえるべき王海事件を取り上げ、それがメディアを通じて全国的な話題へと発展することで、いかに国家の政策対応に変化が生まれたかについて論じている。ただしそれは、王海の提起した消費者保護に関するテーマが政府の意思と一致したがゆえに発生した現象でもあった。

呉君によれば、中国における資源配分は、計画経済時代は「分配」を旨としていたが、改革・開放以後は「消費」という概念と行動が人々の日常生活に定着していった。しかし中国の場合は市場経済の未熟さや法制度の未整備から、

しばしば消費者問題と呼びうる係争事案が発生し、それが政府に新たな政策課題として突きつけられることとなった。このような中から生まれた消費者運動をメディアが積極的に取り上げること、政府の政策対応はより積極化したという。

王海事件はその一つの典型である。中国では一九九四年から消費者權益保護法が施行されたが、事件は王海が本屋でこの法律を立ち読みしたところから始まった。王海はデパートでイヤホーンを買ったが、それは偽造品だった。消費者保護法によると、その場合売った側は受けた損害に上乗せして賠償すべきことが規定されており、そこから王海はデパートにあつた残りの商品もすべて買い占め、賠償を要求した。デパート側は最初の購入に関しては賠償するが、後の購入については商品代以外の賠償はしないとした。この記事が『中国消費者報』という新聞に連載され、その後各紙に王の行動の賛否両論が展開された。中国では模造品摘発運動が政府主導で行われていたが、その効果は薄かった。しかしこれがメディアで取り上げられると、それを契機に経営者側のさまざまな管理体制などが指摘され、その結果王を英雄視する報道も多く登場した。最終的に、この事件はデパート側が上積みの賠償金を王海に支払うことで一

件落ち着いたという。呉君は、消費者運動のみならず、この過程で担ったメディアの世論形成機能と政策への影響に關しても注意深く記述している。

第二章「都市部における家屋所有者たちの維権行為——深圳、北京、上海三市の事例を手がかりに——」では、改革・開放時代に入り、従来の社会主義体制時代に供給された住宅に代わり、商品化された集合住宅をめぐって起こった様々なトラブルに焦点を当てている。著者はこの研究のために深圳、北京、上海で現地調査を行い、この三都市で発生した様々な住宅（家屋）所有者の維権行為を取り上げている。具体的には、売買契約時の住宅の面積、居住環境、材料に関する情報不足や虚偽申告、付属施設のサービスや管理における関連業者の契約不履行など、問題は多岐にわたっている。著者は所有者たちがこれらの問題の解決へ向けて行った運動体の組織化、行政・司法機関への陳情・訴訟、インターネットを含むメディア利用を通じて展開した維権運動の成果と限界を多くの事例をもとに分析している。

呉君によれば、こうした維権運動は経済的な賠償要求からやがて権利要求や政治参加の訴えにまで発展するケースもあり、都市部における住民の意識変化と政治構造の変化

をもたらししているという。しかし同時に、自己利益に対する保守性、政治への無関心、運動体の法的・社会的地位の不明確さ、不動産問題における圧力団体の欠如などの点で、これらの運動には変革の担い手として一定の限界も見られるという。

第三章「中国のタクシー業界における運転手たちの維権行為―維権の諸事例に関する経験的分析―」は、中国では近年タクシー業界が急成長したが、それと同時に政府による管理規制も強化されるようになり、その結果タクシー運転手による争議行動が頻発するようになった現実を取り上げている。著者は彼らの維権行為を、直訴、陳情、司法訴訟などの個人的抵抗、ストライキや抗議行動などの集団行為、社会運動などの段階的文脈の中で分析している。著者はこの分析のために、全国で発生した多くの事件を個別に精査し、その背景として政府の規制管理強化による法人事業者の独占と個人経営者の淘汰、関連する法律の未整備と不十分な履行、運転手たちの利益表出の場の欠如などがあつたと指摘する。また、運動の矛先は企業ばかりでなく政府や司法にも向けられており、社会運動が政治運動に転化する可能性も潜んでいるという。

第四章「労働者たちの維権行為―国有企業の従業員と農

民工たちを中心に―」は、多発する労働争議を一般の社会で言われる経営者と労働者との労使紛争として位置づけ、特に国有企業の従業員と農村からの出稼ぎ労働者である農民工に焦点を当てることで、その実態と政治的意味を解明している。本章も、前章と同じように、労働者の維権行為を直訴、陳情、司法訴訟などの個人的抵抗、ストライキや抗議行動などの集団行為、社会運動による制度内浸透・吸収といった段階的文脈の中で分析している。本来、共産党は労働者を代表する政党としてあるが、労働者は全黨員のうち一〇%にも満たないのが現実であり、しかも二〇一二年に各地方政府の労使仲裁機関が受理した労働争議件数は一五〇万件を超えていたという。

呉君によれば、その背景にあるのは賃金や様々な雇用条件に関する不当な待遇、労働者の権益に対する侵害、不均衡な利益配分、労働組合（工会）をはじめ労働争議の処理メカニズムの不在や機能不全などであるという。農村から出稼ぎ労働者である農民工の場合は、権利主体として公的に認知されないがゆえに問題はさらに深刻である。労働者に対する公正な利益配分をいかに実現するか、これは共産党と国家の統治能力にも関わるテーマであると著者は力説する。

第五章「陳情制度をめぐる維権行為と安定維持の力学——西安整流変圧工場の陳情事例を手がかりに——」は、西安の一つの工場をケースに陳情の果たす役割とその政治的意味について分析している。中国では建国以後、権利救済の手段として「来信」つまり日本語でいう投書と、「来訪」つまり日本語でいう訪問が存在し、それらを合わせて「信訪」という形で常用語化している。ここではそれを日本語の「陳情」という言葉で代用している。陳情とは、手紙、電子メール、ファックス、電話、直接訪問などの形で苦情や申し入れを官公署に伝えることである。陳情にも企業内に設置された各陳情部門に訴える正常なルートによるものから、それでは効果がないところから座り込みや業務妨害や自殺に至るまでの不正常な手段によるものがあるという。本章では、まず中国の陳情制度について歴史的に概観したあと、近年に至って西安の変圧工場で発生した、退職金、失業保険、年金保険、医療費、政治腐敗などをめぐる従業員たちの様々な形での陳情活動に焦点を当てている。呉君はこの事例研究を通して、陳情によって権利救済が実現した例もあるが、多くの場合増大する権利救済要求とそれらを吸収する各部門の処理能力不足の間で矛盾が拡大していると指摘する。そこから著者は陳情制度の改良そのものよ

りも、利益の多元化に照応する政治・司法面での新たな制度設計が必要だと結論づけている。

第二部は以上のような事例研究を踏まえ、第六章「維権運動の構造とその言説」で中国の維権運動に関する理論的枠組みを、そして第七章「台頭する維権運動への国家の対応」で、そうした維権運動に対する国家の対応のありかたを検討している。

第六章において著者は、「維権」概念の起源（二〇〇三年説が有力）、時代背景、発生要因、行為内容、そしてそれに対する政策過程を再度丁寧に整理する中で、維権運動の定義、構造、性質、特徴を明らかにしている。結論として著者は、「維権」がメディア用語から市民用語、さらに政治用語から準学術用語へと急激に変貌しており、それはまさに中国社会の現実の姿を反映していると主張する。呉君によれば、現在、維権運動は「包括的な社会運動」の相を呈しつつあるが、いわゆる社会運動としての実質をまだ備えてはいないという。しかしより重要なことは、「維権」がすでにシンボル化され、人々はこの言説に導かれて行動するようになってきている現実、つまり社会運動の必要条件である言説がすでに形成されつつあることであるという。

第七章では、事例研究を通じた総括として、維権運動に

対する国家の対応とその問題を集中的に論じている。維権運動の中で、国家は訴える対象にもまた標的にもなる。国家の側も各方面における組織や個人の「維権」の必要を認識し始めていることは事実である。しかしいうまでもなく、国家は安定を一義的に考え社会管理を優先することから、「維権」の解釈権と主導権を維持するために、運動側との間で多くの場合衝突が発生する。特に維権運動は、非体制側の知識人たちによる民主、民権を求める運動と合体する傾向がある。しかし、それをもって維権運動が直ちに民主化運動に転化するものではない。確かに維権運動は権威主義的体制に対する一つの挑戦ではあるが、国家の側の「社会管理」の強化も着実に進んでいるからである。法制強化、行政幹部の問責強化、公安など治安部門の予算を含む強化、各レベルにおける安定維持工作弁公室の設置などがそれぞれある。要するに著者によれば、「維権」は国家と運動の側のいわば「同床異夢」の状態にある。

第八章は「補論」であり、二〇〇二年から二〇〇三年にかけて発生した新型肺炎 SARS (重症急性呼吸器症候群) における危機管理のありようを事例に国家・社会関係を考察している。結論として著者は、中国では国家権力が強大で社会に自律性が欠如していると述べる一方で、この

事件以後、公共管理部門における民間の役割が痛感され、国家の側が「万能政府」から「有限政府」に移行する必要性を自ら認識し始めた点で重要であると指摘する。終章は結論であり、本論文を簡単に総括し、今後の研究の課題に触れて締めくくっている。

4 評価

本研究に評価すべき点が多いが、次の三点に集約することができる。

第一に、中国における「市民社会」の研究に新境地を開いたことである。天安門事件以来、多くの中国研究者が「市民社会」の概念を用いて中国社会の変化を観察し、そこに民主化の可能性を見出そうとした。しかし、民主化への展望がいつこうに開けない中で、中国の党々国家の適応能力の高さ、したがって強韌性を強調する議論が次第に優勢を占めるようになった。それでも、中国社会が様々な側面において変化しつつあることは明らかである。そこで、中国研究者たちは、社会の変化と党々国家の適応能力の向上との相互作用の中で、中国の政治社会に関する展望を描くことができなくなり、行き詰まってしまったのである。

呉君は、西欧的な「市民社会」の萌芽を中国に見出し、

そこから党Ⅱ国家に対抗する空間の成長を見ようとするのではなく、社会主義イデオロギーを掲げながら市場化が進む中国社会の基層部分で何が起こりつつあるかを、維権という名を冠したさまざまな運動の現場、および言説に注目しながら描き出そうとしている。すなわち、中国人が自ら紡ぎ出した言葉、そしてその言葉に触発されて生起する運動に即して中国社会の変化を語ろうとしているのである。ここで描き出されるのは、特殊中国的と呼びうるかは別として、従来の市民社会論が容易に当てはまりそうにない空間である。人々は一方で利益や権利の擁護のために各地で新たな連帯を築きあげつつあるが、他方でそのような連帯は脆く、また一方で党Ⅱ国家を攻撃の対象としながら、他方で陳情活動に典型的に示されるように、それに依存しようとしているのである。これによって、呉君の研究は、中国の政治社会の展望をさらに不透明にするという代償を伴いながら、中国の「市民社会」に生じつつある変化の研究を、西洋で生じた（あるいは生じたと思われる）変化の対応物を中国社会に見出そうとする段階から、新たな段階に引き上げること成功しているのである。

第二に、その学問的意義をさらに敷衍することになるが、本論文は近年中国で最も多用される用語となった「維権」

を学問的に概念化した最初の労作である。呉君もいうように、この言葉はメディア用語から市民用語、さらに政治用語から準学術用語に急激に変貌しており、それはまさに中国社会の現実の姿を反映しているのである。呉君によれば、「維権」とは「様々な分野で、諸アクターが、異なる争点をめぐり、自分の利益、権利を擁護、主張するための行動」であり、その解釈権と主導権をめぐって社会や個人の側と国家の側が陣取り合戦を展開しているのが現状である。これまで、維権に関しては様々な事例が個別的に取り上げられてきたが、それを呉君が社会運動論との関連の中で理論化したことで、本論文はオリジナルな先行研究として広く他の研究者に参照され、活用されることになるだろう。

第三に、呉君の研究が幅広い資料に基づいていること、ならびに徹底したフィールドワークに基づく現場主義を貫いていることを高く評価しなければならない。著者は公開された日本語、中国語、英語、韓国語の書籍・論文に広く当たるとともに、入手の困難な中国の内部報告書を丹念に集め、さらにインターネット上の記事や資料などにも丁寧に目配りしている。また、ここで取り上げた事例の各現場に実際に足を運び、当事者や関係者、それに活動家や研究者に直接インタビューを試みている。このような徹底した

現場主義が呉君の記述に深みと説得力を与えている。

いうまでもなく、本研究にも今後の課題がいくつか残されている。呉君も本論文の最後の部分で自らこの点を認めている。これらの課題は、本研究が成し遂げた大きな学術的価値をいささかも揺るがすわけではないが、以下に簡単に記すことで、今後の呉茂松君の研究者としてのさらなる発展と成長を期待したい。

第一に、研究の全体的な設計に関わることであるが、事例の選択がやや体系的に欠いているという点である。呉君自身も指摘しているように、「維権」はさまざまな問題領域および地域に及んでいる。たしかに、消費者運動、家屋所有権者の運動、タクシー運転手たちの運動、労働運動は重要であるとはいえ、ほかにも女性の権利保護に関する運動、環境保護運動、伝染病感染者たちの権利保護の運動など、さまざまな運動があり、また本論文で取り上げられた北京、上海、深圳、西安などの大都市のみならず、中小都市においても同様の運動が展開されている。いうまでもなく、これらを研究するには資料上の大きな制約があり、それゆえに呉君は資料を入手しやすい地点と運動を選択したのであるが、「維権」の全体像を浮かび上がらせるには、やはり事例の選択に一定の戦略性があつて然るべきである

う。

第二に、社会の側の分析に比べて、党Ⅱ国家が形作る政治体制に対する分析が見劣りするという点である。本論文の中心課題が「維権」と社会運動であり、必ずしも体制側の反応や対応にあるわけではないが、第七章の分析だけでは不十分である。著者も気づいているように、社会の側で生じる維権運動が増大すればするほど、国家の側の対応も「安定」と「管理」のいつそうの強化へと向かうことになる。このせめぎ合いが実際にどのように推移してきたのか、まさに民主化の可能性につながる部分であるだけに、さらなる分析が必要である。今後、呉君が維権行為者の側だけでなく、党や国家の側の意図的な、あるいは意図せざる変化を意図に描くことで、より立体的な国家・社会関係の鳥瞰図が描けるのではなからうか。

第三に、社会学的考察の部分における弱さである。呉君は学部時代から政治学を専攻しており、その分野に関する理論や方法論についてはかなり素養を身につけている。しかし社会学に関しては、博士論文を書くプロセスで不可欠となり、社会運動論やマス・メディア論などに足を踏み入れてきたものの、基本文献をマスターしたのみで、理論的枠組みとして十分に活用しているわけではない。マス・メ

ディアの役割も論文の中に取り入れられているが、他の影響要因との比較もあまりなく、議論がやや中途半端である。今後、呉君がさらに社会的素養を身につけることで、中国研究における政治社会学的手法を確立してくれることを期待したい。

以上のことから、審査員一同は、本論文が「維権」をキーワードに、中国における社会運動の萌芽を実証的、理論的に解明したきわめて学問的価値の高い業績であると判断し、ここで示された呉茂松君の学識が、博士学位（法学）（慶應義塾大学）を授与するに十分に値する内容であると確信する。

二〇一三年二月二八日

主査	慶應義塾大学大学院法学部教授 法学研究科委員 法学博士	高橋 伸夫
副査	慶應義塾大学大学院法学部教授 法学研究科委員 法学博士	大石 裕
副査	防衛大学校長 法学博士 慶應義塾大学法学部客員教授	国分 良成

廉舒君学位請求論文審査報告

1 問題の所在と分析視角

かつて日本では、宇野重昭が歴史や政治文化の枠組みから、そして岡部達味が国益外交の観点から中国外交を体系的に論じたことがある。それらはいずれも研究史上の古典ともいべき貴重な業績であるが、資料的・時代的制約のなかでの総論としての中国外交論であり、個別事例に対する綿密な実証分析に基づいたものではなかった。しかし近年、限定的ではあるが、公文書や回顧録などの重要な資料が公表されるにつれ、中国外交に関する優れた研究が急激に増大している。

廉舒君が提出した博士学位請求論文「中国の対外戦略とその対英・対日政策―一九五〇年代を中心に―」も、近年公開された中国外交部档案館資料を駆使し、先行研究において手薄であった対英・対日外交の展開を実証的に考察し、それを当時の外交戦略の全体図のなかに位置づけることを目的とした労作である。